

福祉サービス第三者評価結果報告書

【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	認定こども園 今川幼稚園
運営法人名称	学校法人 増田学園
福祉サービスの種別	幼保連携型認定こども園
代表者氏名	園長 増田 崇祥
定員（利用人数）	105 名
事業所所在地	〒 546-0031 大阪市東住吉区田辺6-6-13
電話番号	06 - 6622 - 3897
F A X 番号	06 - 6624 - 3891
ホームページアドレス	https://imagawayouchien.ed.jp/
電子メールアドレス	
事業開始年月日	2015年4月1日
職員・従業員数※	正規 9 名 非正規 15 名
専門職員※	保育士15名 栄養士1名 調理師3名
施設・設備の概要※	[居室] [設備等] 0-5歳児クラス保育室 トイレ 調理室 職員室 相談室 園庭

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	0 回
前回の受審時期	年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する 事業所の同意の有無	有
-------------------------	---

【理念・基本方針】

子供の素直な心を大切にする。幼稚園でのいろいろな経験を通して一人ひとりの感性を育て伸ばす。自分で考え、頑張る力を身につける。先生・友達とのコミュニケーション能力を高め、協調性・社会性を養う。

- ・昭和24年の創立当初から音楽を毎日の保育に取り入れています。
- ・園舎から子どもたちの歌声・楽器の音が響き、園庭には子どもたちの笑顔と、笑い声が、あふれています。
- ・園長をはじめ、教職員一人ひとりが全園児はもちろんのこと、父兄の方々全員のお名前を把握し、深く交流を持ち、信頼関係を築いています。
- ・家庭と幼稚園が協力し合って、子供たちの成長を育んでいます。
- ・質の高い、幼児教育を提供できるように園長・教職員・講師全員が日々努力しています。

【施設・事業所の特徴的な取組】

創業昭和24年以来、地域に根差して77年目を迎え、3代続けて入園する家庭もあるなど、信頼の蓄積を背景に園児集客も順調である。10年ほど前に幼保連携型へ移行し、保育と教育の一体的な展開を進めている。特に小学校連携を重視し、年間カリキュラムを学校教員と共有するとともに、小学校教員が園へ研修に来園し、年長児が定期的に小学校を訪問する機会を設けている。運営面では、登降園・連絡帳アプリ等のICTやSlack等を活用し情報共有を進め、担任変更時の引継ぎをペーパーレス化するプロジェクトシートの電子化にも取り組んでいる。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	特定非営利活動法人このば		
大阪府認証番号	270068		
評価実施期間	2025年11月11日	～	2026年1月19日
評価決定年月日	2026年1月20日		
評価調査者（役割）	2401C036	（	運営管理・専門職委員）
	2301C003	（	運営管理・専門職委員）
	2401C047	（	運営管理・専門職委員）
		（	）
		（	）

【総評】

◆評価機関総合コメント

理念・基本方針は明文化され、職員会議や研修、保護者説明会等を通じて周知が継続されている。経営環境の把握や財務分析、職員参加型の会議体による課題共有も機能しており、透明性確保の情報公開や外部専門家監査の活用など、適正運営に向けた体制が整っている。保育面では、標準的な実施方法の文書化と見直しの仕組み、記録の統一様式と共有、個人情報管理、リスクマネジメントや感染症対策の充実が確認でき、子どもの尊重・プライバシー配慮も浸透している。加えて、多様な活動プログラムの体系的実施や、就学を見通した小学校連携は園の強みである。一方で、中・長期計画の文書化が不十分で、数値目標を含む将来像の共有と見直しの仕組みが課題となる。また、総合的な人事管理における評価・処遇水準の分析、目標管理の中間確認と年度評価の強化が課題である。利用者満足の定期調査や匿名性を含む意見把握、苦情を申し出やすい工夫、ボランティア受入方針・マニュアル整備、災害備蓄リストと管理者設定も改善を要する。園が掲げる業務効率化・属人化防止・DX化の方向性は妥当であり、既存の情報共有基盤と合わせて計画的に推進することが期待される。

◆特に評価の高い点

小学校との連携が具体的であり、年間カリキュラム共有、教員の来園研修、年長児の定期訪問を通じて就学接続の質を高めている点は評価が高い。理念周知や職員研修の仕組みが整い、園内外研修を活用して保育の質向上を組織的に推進している点も強みである。保育実践では、標準的手順の文書化と見直し、記録の統一と共有、個人情報管理が確立している。さらに、リスクマネジメント体制や感染症対策が充実し、保護者への説明も含め安心・安全を支える基盤が強固である。ICT（登降園・連絡帳アプリ、Slack等）を用いた迅速な情報共有も運営の実効性を高めている。

◆改善を求められる点

中・長期計画が文書化されておらず、将来像・収支見通し・数値目標を含む計画と見直し手順の整備が必要である。人事管理では、職員評価と処遇水準の分析、目標管理の中間確認と年度評価の仕組みを強化し、定着率向上にもつなげることが望ましい。利用者満足の定期調査、匿名性を担保した意見把握、苦情申出のハードルを下げる工夫を進める必要がある。加えて、ボランティア受入方針・マニュアル、災害備蓄リストと管理者設定の整備が求められる。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

本評価により、理念周知や安全管理、研修体制、小学校連携等の取組が一定評価されたことは大きな励みである。一方で、中・長期計画の文書化、人事評価と処遇の分析、満足度調査と意見把握の仕組み、苦情申出の工夫、ボランティア受入体制、災害備蓄の管理が課題であると受け止める。園が進める業務効率化・属人化防止・DX化の取組と一体で、引継ぎの電子化や記録の活用を強化し、計画と改善のPDCAを明確に回す所存である。保護者・地域との対話を丁寧に重ね、より信頼される園運営を進めるものである。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
Ⅰ-1 理念・基本方針		
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
Ⅰ-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
(コメント)	事業者は理念と基本方針を適切に明文化しており、パンフレットやホームページなどの広報媒体に記載している。また、理念や基本方針は法人と保育所の使命、目指す方向性を含んでおり、職員の行動規範となる内容も具体的である。さらに、職員への周知は会議や研修会を通じて行われ、保護者にも資料を通じてわかりやすく説明している。入園前や入園時の説明会、保護者会での説明も行い、理念の周知に継続的に取り組んでいることが確認できる。	

		評価結果
Ⅰ-2 経営状況の把握		
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅰ-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
(コメント)	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されていると判断できる。具体的には、社会福祉事業全体の動向や地域の福祉計画の内容を具体的に把握・分析し、また、子どもの数や保育のニーズ等に関するデータも収集している。また、毎年府の私学課へ財務状況等の分析シートを提出し、利益率や人件費率の分析も行っていることから、経営環境を適切に把握し、継続的に分析していると考えられる。	
Ⅰ-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
(コメント)	事業者は、全職員が参加する月1回の職員会議やSlackなどのチャットツールを活用することで、経営環境や組織体制に関する具体的な課題を明らかにし、役員間や職員間で共有している。このような組織的なアプローチにより、経営課題の解決に向けた具体的な取り組みが着実に進められている状況が見受けられる。また、全職員への情報共有が浸透していることから、役員と職員との連携が効果的に行われており、事業改善が進む体制が整備されている。	

		評価結果
Ⅰ-3 事業計画の策定		
Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
Ⅰ-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
(コメント)	事業者の取り組み内容から、理事を含めて中期計画の構想はあるものの、それを文書化していないため、具体的な中・長期の事業計画および収支計画が策定されていないと判断できる。中・長期の事業計画や収支計画に関する具体的なビジョンの明確化、経営課題や問題点の解決に向けた具体的な内容、実施状況の評価を可能にする数値目標設定などが確認できないため、これらの計画が組織的に策定されているとは言い難い。また、計画の見直しも行われていない。したがって、評価は基準cに該当する。	

1-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
(コメント)	単年度の計画には、中・長期計画の内容がしっかりと反映されており、単年度における事業内容が具体的に示されている。さらに、実行可能な具体的な内容として策定されており、数値目標や具体的な成果の設定により、実施状況の評価も可能な内容となっている。これらの要素から、単年度の計画は中・長期計画を的確に反映し、実現可能な内容であることが確認できる。府提出フォーム（決算報告書）の記載からも、体系的な計画策定が実行されている。	
1-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
1-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
(コメント)	事業者は職員会議を通じて計画を策定し、職員の参画や意見の集約が行われている。このことから、事業計画の策定が組織的に実施されていると判断できる。また、事業計画については、会議や研修会を通じた職員への周知活動が行われ、計画の達成に向けた理解を促す取り組みが確認されている。さらに、計画の実施状況や評価があらかじめ定められた手順に基づいて把握され、評価結果に基づく見直しが行われていることから、組織的な取組がしっかりとされている状況である。	
1-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
(コメント)	事業計画の主な内容が保護者に対してしっかりと周知され、その理解を促すための取り組みが行われていることが確認できる。具体的には、年度初めに「保護者会」を開いて保育方針の説明をし、重要事項説明書に内容を載せている。また、年間行事予定等も年度初めに説明し配布している。さらに、保護者等の参加を促す観点から周知と説明の工夫を行っており、「園だより」や「年間行事予定表」も提出され、理解しやすい形での説明が行われている状況である。	

		評価結果
1-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
1-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
1-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
(コメント)	職員同士の話し合いや振り返りを通じて自己評価の機会を設け、リーダー会議等での討議が行われていることから、保育の質の向上に向けた組織的な取り組みが確認できる。しかし、文書化や体系化された書類が不十分であるため、フォーマルな形での自己評価や振り返りについては、まだ改善の余地があると判断できる。	
1-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
(コメント)	取組内容では、職員同士の話し合いや振り返りを通じた課題の検討と解決が行われていることが確認される。また、提出書類として会議録があることから、評価結果の分析とそれに基づく課題が文書化されており、職員間での課題共有化が実現されていると判断される。「評価の着眼点」では、全項目にチェックがついていることから、改善策や改善の実施状況の評価、さらに必要に応じた改善計画の見直しまでも行われており、計画的な取組が実施されている。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
(コメント)	施設長の役割と責任の明確化における取り組みが明確である。方針や取り組みを明確にし、文書化されたマニュアルを用いて会議や研修で表明することで、組織内での周知が行われている。さらに、施設長は「園だより」で情報を発信し、職員だけでなく保護者にも役割を周知する姿勢を示している。このように、広報誌やslackを活用した情報共有が行われていることから、職員や保護者に対する理解促進の努力が明確であり、評価基準を十分に満たすと判断される。	
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
(コメント)	施設長が遵守すべき法令等について十分に理解している。具体的には、利害関係者との適正な関係を保持し、法令遵守の観点での研修や勉強会に積極的に参加している。また、環境への配慮を含む幅広い分野の法令を把握し取り組んでいる。さらに、職員に対して法令等を周知し、遵守のための具体的な取組を行っていることから判断された。このような取り組みは、就業規則等に記載され、社労士と協力してハラスメント防止や個人情報保護などの規定が整備されている点も確認できる。	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	施設長は保育の質について積極的に取り組んでいる姿勢が見受けられる。具体的には、指導計画の作成や保育活動への関与を通じて職員への指導力を発揮している。また、大阪市私立連合会の研修受講機会を職員に提供することで教育・研修の充実を図り、さらに園内研修を定期的開催するなど、学びの機会を組織的に推進している。これらの取り組みから、保育の質の向上に向けた具体的な体制構築と活動参加が行われていることが評価できる。	
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために、職員会議などを通じて分析結果をもとに最適な体制を話し合い、具体的な取組を進めていることが確認できる。経営の分析に基づき、人事や労務、財務面などで具現化された質の高い保育の実現に向けた具体策を実行し、継続的な改善を図っている。また、職員全体に同様の意識を形成し、効果的な事業運営を目指し指導力を発揮しているため、組織としての実効性を高める指導力を十分に発揮していると判断される。	

		評価結果
II-2 福祉人材の確保・育成		
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
(コメント)	福祉人材の確保と育成に関する具体的な計画が確立しており、それに基づく取り組みが十分に実施されていると判断される。具体的には、大学との関係を構築し、新卒採用の実績につなげている点が挙げられる。また、紹介会社へのアプローチも行っており、多様な採用経路を開拓している。在職職員への聞き取りも実施していることから、現状の把握と改善に向けた取り組みがなされていることが確認できる。これらの取り組みにより、計画の実現に向けて適切な体制が形成されている。	
II-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	b
(コメント)	事業者の取り組みでは、一部の重要な側面での人事管理が実施されているが、総合的な実施状況には課題がある。具体的には、法人の理念や基本方針に基づく「期待する職員像等」は明確にされており、人事基準は周知されている一方で、人事基準に基づいた職員の評価や処遇の水準に関する評価・分析が欠如している。また、職員処遇への改善対応が不十分であるため、総合的な人事管理が十分に実施されているとは言えない状況にあり、改善が必要である。	
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
(コメント)	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、改善に向けた具体的な取り組みが確認できる。例えば、労務管理に関する責任体制が明確にされており、職員の就業状況を把握するために有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認している。また、職員の心身の健康と安全を考慮した対策が行われ、職員が相談しやすい環境の整備もされている。さらに、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に改善策が反映されている点から、職員が働きやすい職場環境を積極的に構築していると判断できる。	
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
(コメント)	職員一人ひとりの目標管理の仕組みは構築され、個別面接を通じて職員の目標設定を行うなど、基本的な体制は整備されている。しかし、進捗状況の中間確認や年度単位での目標達成度確認が不足しているため、職員の育成に関わるフィードバックが不十分な状況である。相談や悩みには適宜対応しているものの、目標達成に向けた体系的な評価サイクルの一環としての確認が行われていない点が改善の余地として考えられる。	
II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
(コメント)	事業者は保育所の基本方針や計画に基づき、職員の教育および研修を計画的かつ着実に実施していると判断される。具体的には、園内外の研修を活用し、保育・教育の質向上を目指している。大阪市私立連合会の外部研修を含め、多様な学びの機会を設けている。また、園内での企画される研修によって職員間での学びを推進し、体系的な教育・研修計画の下で定期的な評価と見直しが行われていることから、職員の知識技術の向上に寄与していると判断される。	

II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
(コメント)	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会を十分に確保し、適切に実施していることが明記されている。新任職員には先輩教員がつき、個別的なOJTが行われている。また、大阪市私立連合会の80項目にわたる外部研修を利用し、職員が各自で研修受講を計画することで、学びの機会を設けている。さらに、園内研修も定期的に企画・実施され、職員間での学び合いが推進されている。それらから、職員の教育・研修の環境は非常に整備されていると判断される。	
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
(コメント)	事業者は、実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について、基本姿勢を明文化したうえで、効果的なプログラムを用意している。具体的には、実習対象者の専門職種の特性に配慮したプログラムを整備し、指導者に対する研修も実施していることが示されている。また、実習生の受け入れにおいて学校側とプログラムを整備し、実習期間中も継続的に連携を維持する工夫がなされていることから、積極的な取り組みを行っていると評価される。	

		評価結果
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
(コメント)	事業者はホームページを活用して法人や保育所の理念、基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報を適切に公開している。また、地域の福祉向上のための取組の実施状況や第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容、およびそれに基づく改善・対応の状況も積極的に公表されている。さらに、法人の存在意義や役割を社会・地域に対して明示・説明する取り組みも行われ、地域への広報活動を通じて透明性を確保していることが確認できる。	
II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
(コメント)	事業者は、公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のために、積極的に外部専門家による監査を実施している。この取り組みにより、事務、経理、取引等に関する内部統制が確立されている。また、外部監査の結果をもとに、具体的な経営改善が行われており、専門家による監査結果が経営に効果的に活用されていることが認められる。これにより、事業経営の適正性が日常的に確保されており、継続的な改善が可能な体制が整備されていると評価される。	

		評価結果
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
(コメント)	事業者は、地域との交流を目的とした取り組みを積極的に行っている。具体的には、プレ保育園の実施、毎週の園庭開放および子育て相談、月2回の未就園児保育といった複数の子育て支援事業を行い、地域社会とのつながりを深めている。また、地域の情報を掲示板を通じて保護者に提供することで、地域資源の活用を促進している。さらに、職員やボランティアが子どもの個別的状況に配慮しながら支援を行う体制が整備されており、子どもと地域の人々との交流促進も図られている。これらの取り組みにより、地域への積極的な働きかけが確認できた。	

II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c
(コメント)	ボランティアの受入れに関する基本姿勢を明文化していない状況であり、ボランティアの登録手続や配置、事前説明に関する項目を含んだマニュアルの整備も行われていない。さらに、ボランティアに対する必要な研修や支援も提供されていないため、ボランティア受入体制が不十分であることが伺える。このような状況から、ボランティア受入に関する基本姿勢が明示されていないと判断される。一方で、地域の学校教育等への協力姿勢は明文化されている点は評価できるが、ボランティア受入れに対する体制整備がされていないため、該当する評価基準はcとしている。	
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
(コメント)	事業者は、当該地域の関係機関・団体を活用して子どもによりよい保育を提供するための取り組みを包括的に行っていると判断できる。具体的には、関係機関のリストや資料を作成し、職員会議で情報共有を行っている。また、定期的な連絡会を通じて関係機関・団体と協働し、地域の問題解決に努めることも実施している。さらに、家庭での虐待などの事案では、児童相談所などとの連携を通じて適切な対応を行っており、全体的にネットワークの活用が適切かつ効果的に行われている。	
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-①	地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
(コメント)	事業者は子育て支援事業を複数行っており、「プレ保育園」「毎週の園庭開放および子育て相談」「月2回の未就園児の保育」といった具体的な取組を展開している。これにより、地域の多様な福祉ニーズに積極的に対応しようとする姿勢が見受けられる。また、小学校との連携を強化し、園児を学校に訪問させる機会を提供するなど、教育機関との協力体制も構築されている。これらの活動を通じて、地域社会とのコミュニケーションを図り、福祉の向上に寄与していると判断される。	
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
(コメント)	事業者は、地域の福祉ニーズに基づいた具体的な事業・活動を積極的に行っている状況である。具体的には、子育て支援事業として「プレ保育園」の開催や「毎週の園庭開放および子育て相談」、さらには「月2回の未就園児の保育」など、地域貢献に関わる多様な活動を実施している。これらの活動は、地域社会の子どもたちの育成や支援に直接寄与しており、かつ具体的な計画に基づいて効果的に実施されていることを示している。このような取り組みの積極性と実施内容の充実度から評価されるべきであると判断された。	

評価対象III 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
III-1 利用者本位の福祉サービス		
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
III-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
(コメント)	事業者は、子どもを尊重した保育についての基本姿勢を明示しており、組織内で共通の理解をもつための具体的な取組を実施している。具体的には、年に複数回の研修を実施し、職員が理念を理解し実践するための教育が行われている。また、パンフレットやホームページに基本姿勢が明示され、指導計画にも反映されている。これにより、組織全体での共通理解が図られており、評価基準に適合していると判断される。	

III-1-(1)-②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
(コメント)	プライバシー保護に関する規程・マニュアルが整備され、職員への研修を通じて理解を深めていることが示されている。さらに、規程・マニュアルに基づいた保育が実施されており、設備面での工夫を通じて一人ひとりの子どもの快適な生活環境を提供していることが確認される。また、プライバシー保護に関する取り組みが子どもや保護者へも周知されており、総合的にプライバシーに配慮した保育が行われていると判断できる。	
III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
III-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)	事業者は、保育所を利用希望する方々に対し、情報提供を積極的に行っている。具体的には、理念や基本方針、保育の内容、保育所の特性等を分かりやすく紹介した資料を公共施設などで配布している。また、説明会や個別対応による丁寧な説明や見学希望者への対応を行い、利用希望者がしっかりと理解できるように努めている。さらに、情報提供の内容についても適宜見直しを行っており、よりよい内容を提供するための努力が見られる。このように、保護者の視点でわかりやすい情報を提供し、利用希望者に選択の判断材料を積極的に提供している。	
III-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
(コメント)	事業者は保育の開始および内容変更時に、保護者に対して明確でわかりやすい説明を行う取り組みを実施している。具体的には、手紙やアプリを通じて各保護者に対して説明を行い、個別の質問にも対応している点が評価できる。また、資料の工夫や説明の配慮もあり、同意内容も書面で残されていることから、保護者の意向に十分に配慮した説明がなされていると判断した。このことから、評価基準で求められる要件を十分に満たしていると考えられる。	
III-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
(コメント)	事業者は保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順や引継ぎ文書を定め、さらに保育所利用終了後も子どもや保護者が相談できる担当者や窓口を設置している。また、その具体的内容を記載した文書を保護者に渡している点が確認できる。これらの取り組みにより、子どもへの保育の継続性が十分に確保されていると判断できる。さらに、相談窓口の存在が重要事項説明書で明示されており、必要な情報が詳細に記載されていることで、利用者への配慮が徹底されている。	
III-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
III-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
(コメント)	事業者は、日々の保育の中で子どもの満足を把握する努力をしており、保護者への個別相談や懇談会を定期的に実施していることから、利用者満足の把握に一定の取り組みを進めている。しかし、保護者に対する定期的な満足度調査が行われておらず、分析結果に基づく具体的な改善策が実施されていないことで、利用者満足の向上に向けた取り組みが不十分であると判断される。したがって、現時点での仕組みの整備は完全ではないが、進行中であることが認められる。	
III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
III-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
(コメント)	苦情解決の体制は整備されており、保護者への説明資料も配布していることから、周知に関しては取り組みが行われていると認められる。しかし、苦情を申し出しやすい工夫については再考の余地がある。具体的には、苦情記入カードの配布や匿名アンケートの実施が行われていないため、保護者が苦情を申し出るためのハードルが高い状態にある。この点が機能の不十分さを示しており、さらなる改善が求められる状況にあると判断される。	

III-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
(コメント)	事業者の取組では、保護者が相談したり意見を述べる際に複数の選択肢を提供する環境が整っていると考えられます。具体的には、保護者に対し相談内容に応じて複数の方法や相手が用意されていることをわかりやすく説明した文書が作成されており、その文書を配布したり、見やすい場所に掲示するといった取組が実施されています。また、相談しやすい環境や意見を述べやすいスペースの確保にも配慮していることから、利用者本位の福祉サービス提供を推進していると判断されました。	
III-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
(コメント)	職員は保護者が相談しやすい環境を整えており、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。また、相談や意見を受けた際の記録方法や報告手順が整備されたマニュアルが存在し、これに基づく迅速な対応が行われている。さらに、意見に基づき保育の質の向上に関わる取組も実施されており、この対応マニュアルは定期的に見直されている。ただ、保護者からの意見や要望を積極的に把握するための取り組みや仕組みに関しては改善の余地がある。	
III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
III-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
(コメント)	取組内容と提出書類によると、リスクマネジメント体制をしっかりと構築していることが確認できる。具体的には、リスクマネジメントに関する責任者を明確にし、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制整備が実施されている。さらに、事故発生時の対応策や安全確保に関するマニュアルが整備され、職員に周知されている。また、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や、職員と共に要因分析を行い、改善策や再発防止策を実施するなどの取り組みが行われ、職員への安全確保・事故防止の研修も実施されている。これらにより、十分なリスクマネジメント体制が整備されていると判断された。	
III-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	感染症対策の取り組みが極めて充実している。責任と役割を明確にした管理体制が整備され、対応マニュアルも作成されて職員に周知されている。また、定期的に予防や安全確保に関する勉強会が実施され、予防策や対応が適切に講じられていることが確認できる。加えて、マニュアルの定期的な見直しも行われており、保護者への情報提供も適切に行われている。マニュアルは文書によって整備されており、組織体制が万全に整備されていると評価される。	
III-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	b
(コメント)	事業者は災害時の対応体制を整え、安否確認の方法を決定し、すべての職員に周知するなどの取り組みを行っている。毎月防災訓練を実施し、警察や消防との連携も図られているが、食料や備品類等の備蓄リストが作成されておらず、管理者も決定していない。この点で、災害に対する準備が不十分である。食料や備品の備蓄を整備し、管理者を配置するなどの対策を講じることで、安全確保の取り組みがさらに充実することが期待される。	

		評価結果
III-2 福祉サービスの質の確保		
III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
III-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
(コメント)	事業者は標準的な実施方法を適切に文書化しており、子どもの尊重やプライバシー保護に関わる姿勢も明示されている。また、職員に対して研修や個別指導を通じて周知徹底する方策を取っていることから、実施方法が職員に確実に浸透していることが確認できる。さらに、方法に基づいて保育が実施されているかを確認する仕組みが整備されており、保育実践が画一的になっていない点も評価につながる要因である。したがって、事業者の取り組みは基準を満たしていると言える。	
III-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
(コメント)	事業者は保育の標準的な実施方法に関する検証と見直しについて、組織的に体系的な仕組みを整備している。具体的には、学期末に指導要録を作成し、指導計画と連携して振り返りを行う体制が整っている。また、検証および見直しのプロセスに職員や保護者からの意見が反映される仕組みも備えている。これにより、保育の質向上に向けたPDCAサイクルが確立されており、持続的な保育内容の改善が見込まれると考えられる。	
III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
III-2-(2)-①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
(コメント)	事業者は保護者からの「園児調査票」を活用し、園児個人の記録や配慮ポイント、生育歴を把握している。これに基づき、各園児に適した保育が行えるよう指導計画を作成している。さらに、個人懇談などで内容の変更があった場合、指導計画を適時修正する体制も確立されている。このプロセスにおいては、指導計画作成の責任者が設置され、複数の職種が協議し、保護者の意向を適切に反映させていることも確認できている。これらの点より、アセスメントを基にした指導計画の体制が十分に整えていると判断される。	
III-2-(2)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
(コメント)	事業者は指導計画の見直しについて、時期や参加職員、保護者の意向把握と同意を得る手順など、組織的な仕組みを定めて実施している。関係職員への周知についても適切に手順が定められており、指導計画を緊急に変更する場合の仕組みも整備されている。加えて、保育の質向上に関わる課題が明確にされ、評価結果を次の指導計画作成に生かしていることが確認されている。これらの取り組みは、プレゼンテーションおよび職員会議を通じて実施され、継続的な見直しが行われていることから、評価基準を全般的に満たしていると判断した。	

III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

III-2-(3)-①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
(コメント)	事業者の取り組みでは、子どもの発達状況や生活状況等が保育所の定めた統一した様式によって適切に記録されていることが確認できる。さらに、個別の指導計画に基づく保育が記録から確認可能であり、記録する職員間で内容や書き方に差異が生じないように工夫がなされている。情報の分別や必要な情報が的確に届く仕組み、会議の定期開催、コンピュータネットワークを通じた情報共有の整備も実施されており、職員間の情報共有が効果的に行われている。	
III-2-(3)-②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
(コメント)	事業者の取り組みでは、個人情報保護に対する具体的な方針が示されている。個人情報保護規程等に基づき、子どもの記録に関する規定が設けられ、保管から廃棄までの各フェーズで適切な管理が実施されている。また、紙ベースの記録は鍵付きの棚に保管され、電子データの管理もサーバーを使用していることから、外部への情報流出を防ぐための対策が講じられている。さらに、職員の教育や研修が実施され、保護者への説明も行われているため、総合的な評価では、適切な管理が行われていると判断できる。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育内容		
A-1-1 全体的な計画の作成		
A-1-1-1-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
(コメント)	全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨を適切に捉えて作成されていることが確認されている。また、保育所の理念、方針や目標に基づいて具体的に作成されているだけでなく、子どもの発達過程や家庭の状況、保育時間、地域実態を考慮し、職員の参画のもとで計画が形成されている。さらに、計画は定期的に評価され次の計画に生かされており、年間指導計画の作成が提出書類で示されているため、全体的な計画の適切性が判断された。	
A-1-2 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-2-1-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
(コメント)	事業者の取り組みでは、室内環境の管理が徹底されており、温度や湿度、換気、採光、音等が常に適切に保持され、子どもの心地よい生活環境が確保されていると判断される。設備や用具、寝具の衛生管理が行き届いており、家具や遊具の素材や配置も工夫されている。また、子ども一人ひとりがくつろげる場所の確保や、食事や睡眠のための快適な生活空間の整備も行われている。これらの総合的な取り組みから、生活にふさわしい環境を提供していることが示されている。	
A-1-2-1-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
(コメント)	事業者は、子どもの発達過程や家庭環境、個人差を十分に把握し、それに基づいて対応しているため、高い評価に該当する。子どもが安心して気持ちを表現できるよう配慮し、表現が難しい子どもの気持ちもくみ取ろうとしている。また、子どもの欲求に適切に応え、子どもが安心できる穏やかな言葉遣いを心掛けていることから、子どもの状態に応じたきめ細やかな保育が行われていると判断できる。これらの点から、子どもを理解し受容するための環境が整っている。	
A-1-2-1-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
(コメント)	事業者の取組は非常に完成度が高い状況にある。まず、個々の子どもの発達段階に応じた適切な支援が行われており、基本的な生活習慣の習得を急がせることなく、子どもの主体性を尊重する環境が整備されている。また、活動と休息のバランスが適切に保たれ、子どもが学ぶべき生活習慣についても効果的に理解を促す働きかけがなされている。これにより、全体的に子どもたちが自分でやることに對して前向きな姿勢を持ちやすくする環境が整っていることが確認できる。	
A-1-2-1-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
(コメント)	事業者の取り組みでは、子どもが主体的に活動できる環境が整備され、子どもの生活と遊びが豊かに展開されている。音楽教育、体操教育、絵画教室、英語教室、知育教室など、さまざまな活動が体系的に実施され、園児の主体的な取り組みが活かされている。さらに、自由な表現が可能な環境を提供し、多様な体験を通じて豊かな感性や表現力の形成が促進されている。すべての評価の着眼点にチェックがついていることから、この取り組みが適切に行われていることが確認された。	

A-1-(2)-⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	事業者の取り組みでは、0歳児が長時間過ごす環境を整え、生活と遊びの工夫をしっかりと行っていることが示されている。子どもの表情に応じた応答的な関わりの実施や、愛着関係の構築への配慮もなされている。また、音楽教育や体操教育など、多様なプログラムを導入し、園児の興味と関心を引き出す工夫をしている。保育の質を向上させるために専門的な教育を行い、家庭との連携も図られており、環境と内容の充実が認められる。	
A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	事業者は、各項目において一貫してチェックがついており、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な配慮がなされていることが分かる。特に「音楽教育」「体操教育」「絵画教室」「英語教室」「知育教室」を定期的の実施し、園児の主体的な取り組みを促進する環境が整備されている。この結果、子どもたちが安心して探索活動や自発的な活動を行えるよう配慮されていると判断できる。これにより、適切な環境の整備と保育内容・方法に十分に配慮されていると評価される。	
A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	事業者の取り組みは、3歳児から5歳児までの各年齢層に合わせた保育環境を整備していることが確認できる。具体的には、「音楽教育」「体操教育」「絵画教室」「英語教室」「知育教室」など、子どもたちの興味関心を引き出す多様なプログラムを行っており、適切な関わりを持つことができている。また、保護者や地域、就学先の小学校に対し、子どもの成長や協同的活動の成果を伝える工夫もなされているため、環境整備と保育内容への配慮は十分な水準にあると判断された。	
A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	障がいのある子どもへの理解と配慮が行き届いている取り組みが確認される。具体的には、個別の指導計画を設け、個別の関わりを重視する取り組みが見られる。また、近隣の児童発達支援事業所との連携を通じて、子どもへのシームレスな支援を心掛けていることが評価できる。このような環境整備は、障がいのある子どもが安心して生活し、成長できるための重要な要素であり、その取り組みが総合的に評価されるべきであると考えられる。	
A-1-(2)-⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	事業者の取り組みでは、子どもの在園時間や生活リズムに合わせた柔軟な環境整備と保育の提供が確認できる。具体的には家庭的でゆったりと過ごせる環境の整備がされており、Slackを活用したリアルタイムな情報共有により、保育士間でのスムーズな連携も実現している。さらに、食事やおやつに関しても生活リズムに応じた提供が行われている。これにより、子ども一人ひとりの状況に応じた配慮がなされていると判断される。	
A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
(コメント)	この事業者は、小学校との連携を重視し、園児が学校を訪問する機会を設けるなど、子どもが小学校以降の生活について見通しを持てるように取り組んでいる。また、小学校の教員が保育研修に参加し、意見交換や合同研修の機会を提供することで、双方の理解を深めるための連携が図られている。さらに、指導計画や年間カリキュラムの共有、保育要録の作成などにより、保育内容が体系的に構築されていると考えられる。これにより、保育の質向上と保護者の成長を支える体制が整備されていると判断される。	

A-1-(3) 健康管理

A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
(コメント) 子どもの健康管理に関するマニュアルが整備され、個々の健康状態を適切に把握している。また、子どもの体調変化やけがについて保護者への報告義務を果たし、事後確認を実施している。保健計画の作成も行い、職員間で情報を効果的に周知・共有していることが確認された。保護者からは、常に子どもの健康に関する情報を得る努力をし、SIDS（乳幼児突然死症候群）についても職員及び保護者への情報共有を実施している。これらの取り組みは、提出書類からも証明されており、適切な健康管理体制が構築されていると判断される。	
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
(コメント) 健康診断と歯科健診の結果を適切に記録し、関係職員に周知する取り組みがなされており、これは保育への適切な反映を示している。また、保健に関する計画等への反映が行われ、健診結果が実践に生かされていることが確認できる。さらに、健診結果が家庭での生活に生かされるように保護者に対して伝達されている。このような取り組みが行われており、保護者との連携も円滑に進められているため、評価は高い。また、内部資料として内科検診と歯科健診の結果を提出しており、情報収集と管理の適正さも確認できる。	
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
(コメント) 事業者はアレルギーや慢性疾患のある子どもに対して、医師の指示を受けながら適切に対応している。具体的には、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を基にし、子どもの状況に応じた対応を実施している。さらに、保護者との連携も密に取り、職員が研修を通じて必要な知識を習得していることが確認できる。また、毎月の給食会議でアレルギー確認票を用いての確認が行われており、組織的にも対応体制が整備されている。そのため、子どもたちに安全で適切な保育環境が提供されている。	

A-1-(4) 食事

A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
(コメント) 事業者は、子どもが楽しく落ち着いて食事をとれるよう努力していることがわかる。取組内容においては、個人の量の確認を行い、食事の量を調整している。また、嫌いなものも量を調整し、子どもが食べられたことを喜べるように配慮していることが示されている。これに加え、家庭と連携し、食生活や食育に関する取組を行い、保育の計画にも位置付けているため、子どもが食事を楽しむための環境や工夫が十分に整えられていると判断される。	
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
(コメント) 事業者は一人ひとりの子どもの発育状況や体調を考慮した献立の工夫をし、食べる量や嗜好に基づいて残食の調査記録を活用し、メニューに反映させている。毎月、食材を子どもに加工（鯖を捌くなど）してもらうことで、調理の体験を通じた食事を提供している。また、衛生面には配慮しながら、流し素麺体験など、季節感を大切にし、地域の食文化を取り入れた献立や行事食を提供しており、食事体験を通じて園児や保護者とその情報を共有する取り組みが行われている。調理員と栄養士が子どもたちと関わり、衛生管理に関しても責任を持って体制を整備し、マニュアルに基づいて実施していることから、総合的に見て優れた食事の提供が行われていると判断される。	

		評価結果
A-2 子育て支援		
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
(コメント)	事業者は保護者との連携において多様な取り組みを行っている。家庭との情報交換は、連絡帳を通じて日常的に実施され、保育の意図や内容について保護者の理解を得る機会も設定されている。さらに、保護者のお迎え時に情報を報告するなど、日常の接触を活用して保護者とのコミュニケーションを図っている。これらの取り組みを通じて、子どもの発達と保育の意図について保護者理解を促進し、相互の連携を構築していることが確認できる。	
A-2-(2) 保護者等の支援		
A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
(コメント)	事業者は、保護者が安心して子育てできるようサポートを強化している。具体的には、日々のコミュニケーションを通じて信頼関係を築く取り組みを行い、保護者の個々の事情に配慮した相談体制を整えている。このほか、相談窓口の設置やお迎え時の報告、相談内容の記録といった具体的な手法も実施されており、組織的に支援する体制が見られる。取り組み内容が着実に運用されているため、保護者支援の取り組みが十分であると評価できる。	
A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
(コメント)	事業者は、家庭での虐待等権利侵害の早期発見・対応および予防に向けた取り組みが十分に実施されている。具体的には、子どもの心身の状態や家庭での養育状況を把握し、職員間での情報共有や協議の体制を整えている。また、保護者の精神面や生活面の援助を行う予防的な取り組みや、職員の理解を促進するための継続的な研修や、マニュアルに基づく対応策も整備されている。さらに、児童相談所などの関係機関との連携が図られており、緊急時の適切な対応が可能である。	

		評価結果
A-3 保育の質の向上		
A-3-（1） 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-（1）-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	c
（コメント）	職員同士の話し合いや振り返りを通じて自己評価の機会を設け、リーダー会議等での討議が行われていることから、保育の質の向上に向けた組織的な取り組みが確認できる。しかし、文書化や体系化された書類が不十分であるため、フォーマルな形での自己評価や振り返りについては、まだ改善の余地があると判断できる。	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。	a
(コメント)	事業者は、就業規則に体罰等の禁止を明記している。また、体罰や暴言、威嚇等が起こりやすい状況や場面について、体罰等を伴わない援助技術を修得できるよう研修や話し合いを行っていることから、体罰等子どもへの不適切な対応の防止と早期発見に積極的に取り組んでいると判断される。これらの取り組みにより、職員が体罰等を防ぐための意識とスキルを持ち、子どもたちが安全な環境で過ごせるように努めている。	

利用者（保護者）への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	保護者
調査対象者数	45人
調査方法	Webフォームアンケート（記名あり）

利用者への聞き取り等の結果（概要）

1. 日常の情報提供と相談のしやすさ

園だより・クラスだより等による情報提供は「分かりやすい」とする声が多く、日々の保育の見える化に一定の効果がある。加えて、送迎時や連絡帳等を通じた情報交換についても、乳児期はやり取りが多かったという記述が複数あり、日常の丁寧な関わりが基盤となっている。一方、学齢が上がるにつれ「先生方が忙しそうで、こちらから聞きにくい」「迎えの時間帯は担任と話せないことがある」「当日の様子を一言でも知りたい」といった声が一部で見られる。要望としては、日常の細かな出来事（室内での小さな取組、歌っている曲名、制作活動など）や写真共有を望む意見があり、家庭での会話や子どもの育ちの共有をより深めたいというニーズが根拠として読み取れる。

2. 子どもの育ちを支える保育の特徴（行事・体験）

園の特徴として、季節行事や運動会・発表会等が「充実している」「成長を見られる機会が多い」という評価が多く挙げられている。また、挨拶や規律、所作など「しつけ・ルールを大切にしている」「メリハリがつく」といった記述があり、集団生活の土台づくりを重視する園の姿勢が利用者にも伝わっている。さらに、音楽・絵画、課外教室（英語、体操、サッカー等）など多様な経験機会がある点も複数の回答に示されており、「自立して成長できる環境」「社会性・自立性が育つ」といった期待と実感につながっている。一方で、園の在り方が「きっちりしている分、厳しさもある」「多様性は感じにくい」との記述も一部にあり、集団の中での指導と個々の育ちの支援のバランスについて、保護者が受け止め方を調整できるような説明や対話の機会があると安心につながると考えられる。

3. 健康・安全、感染症対応への受け止め

感染症発生時の連絡や対応は「必要に応じて連絡がある」とする一方で、「該当クラス以外にも状況を知らせてほしい」「もう少し早い連絡があれば防げたように思う」「全園児対象に感染状況を共有してほしい」といった改善要望が複数見られる。学年を越えた関わり（ホームクラス等）があるため、情報共有の範囲やタイミングへの期待が高いことが根拠としてうかがえる。また、健康診断について「異常なしの場合は手紙がなく、実施されたか分からない」「内科検診の完了報告がほしい」との声があり、実施の事実や結果の伝達方法の明確化が安心の維持に資すると考えられる。安全面では、清掃中の転倒に関する具体的な経験が記述されており、日常的な環境整備への感謝と同時に、子どもの動線や状況を踏まえたリスク配慮を求める意見が示されている。園が大切にしてきた衛生・整備の取組を継続しつつ、実施場面の工夫や周知により、より安心感が高まると考えられる。

4. 給食・生活支援、運営面での要望

自園調理の給食は「魅力」「美味しい」との評価が見られ、献立の分かりやすさやメニューの充実を肯定する声も多い。加えて、「食べた量（おかわり、昼寝の有無など）を知りたい」「年長は量を増やしてほしい」といった具体的要望があり、成長段階に応じた情報提供・調整への期待が読み取れる。運営面では、行事案内や準備物の連絡時期について「もう少し早く知らせてほしい」との声が複数あり、祖父母の参加調整や就労家庭の準備・勤務都合といった背景が記述から確認できる。さらに、教職員体制に関して「先生の異動が多い」「今年度は人数が足りず忙しそう」「フリーの先生が増えるとよい」といった意見があり、日々の丁寧な保育を支える基盤として、人員の安定や情報伝達の整理（紙とアプリの統一など）を望む傾向がうかがえる。総じて、園への信頼や感謝を述べる自由記述が多い一方、連絡の分かりやすさ・タイミング、感染症や健康情報の共有範囲、日常の小さな成長の共有など、安心をより確かなものにするための具体的提案が寄せられている。